

一人ひとりを 大切に

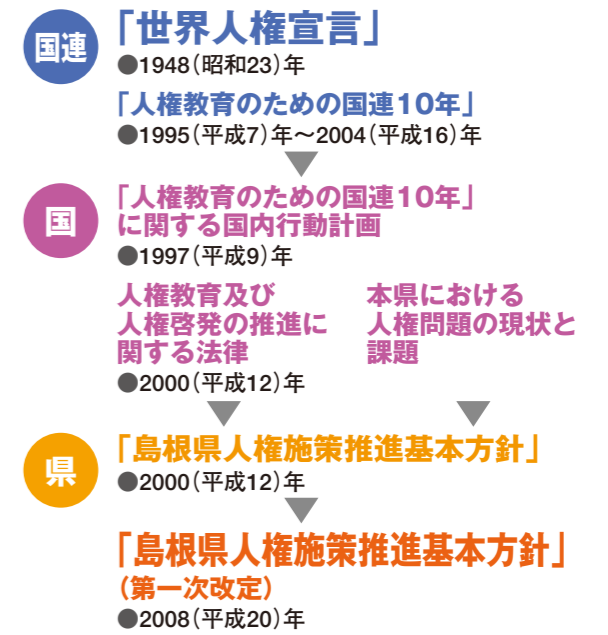
島根県 人権施策推進基本方針 [第1次改定]

中学生
高校生版

平成24年8月●島根県

はじめに

1948(昭和23)年、国連において世界人権宣言が採択され、人種や宗教、性別などの違いにかかわらず、一人ひとりの人権が保障される社会を実現していこうという考え方を全世界の人々に呼びかけてから60年あまりが経過しました。しかし、世界各地では地域紛争や民族紛争が絶え間なく起こり、人権侵害や難民の発生など深刻な問題が発生しています。こうした中で、私たちは「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権の尊重が平和の基礎である。」ということを教訓として学びました。そして、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まり、1994(平成6)年の国連総会において、1995(平成7)年からの10年を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、世界各国に対してそれぞれの国内の行動計画を定めるよう求めました。



日本においては、これを受けて1997(平成9)年に国内行動計画がつくられ、2000(平成12)年には、人権教育や人権啓発を進めるための法律がつくられました。

島根県においても、2000(平成12)年に「島根県人権施策推進基本方針」をつくり、県民一人ひとりの人権が大切にされ、安心して暮らせる社会となるよう努力を重ねてきました。その結果、人々の人権問題に対する関心が高まってきましたが、新しい人権課題も出てきたことから、2008(平成20)年に基本方針をつくり直して取組を進めています。

この基本方針では、一人ひとりの個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成と、人権が、人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいけるような「人権という普遍的な文化」の創造の2つを基本理念としています。

県は、この基本方針に基づいて、すべての人に学校や家庭、職場、地域などあらゆる場で人権教育・啓発ができるよう取り組んでいます。また、年齢や性別、障がいの有無、言語などに関係なくすべての人が無理なく利用できる商品やサービス、家、町などを設計する「ユニバーサルデザイン[※]」の思想が行動の規範となるよう、その考え方の普及に努めています。

このたび、中学生・高校生の皆さんに、日常生活の中で、この基本方針に掲げた人権課題について「考え」、課題解決に向けた「実践」につなげていただくための学習資料を作成しました。

今後、県内のすべての中学校や高等学校、市町村等において、この学習資料を積極的に御活用いただき、それぞれの特色や創意を生かした魅力ある人権教育を実施していただくことを期待します。

目次

はじめに	1
人権とは	2
〈いろいろな人権課題〉	
① 女性	4
② 子ども	6
③ 高齢者	8
④ 障がいのある人	10
⑤ 同和問題	12
⑥ 外国人	14
⑦ 患者及び感染者等	16
⑧ 犯罪被害者とその家族	18
⑨ インターネットによる人権侵害	20
⑩ 刑を終えて出所した人等	22
⑪ 性同一性障がい者の人権	24
⑫ 様々な人権課題	26

「子どもの権利条約」について

Check! 大切なことば

※ユニバーサルデザイン
 ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、全ての人が等しく社会の一員として尊重され、自己表現を可能とする社会の実現を目指し、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

人権とは…

1

人権とは

人権とは、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と、2002（平成14）年に国がつくった「人権教育・啓発に関する基本計画」では説明されています。言い換えると、「人間が生まれながらに持っている人間らしく幸せに生きていくための権利」です。

人権の内容には、生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足など、人間が生きていくために必要な多くの権利が含まれています。また、人間が幸せに生きるために必要な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれています。このような諸権利のまとまりを人権と呼んでいます。

2

身近な人権課題の解決に向けて

人権を尊重し、人権侵害をなくすためには、まず私たち一人ひとりが人権とは何か、人権尊重とはどういうことなのかを正しく理解する必要があります。そのためには、日常生活において、何が人権侵害であり差別なのかを見抜くことのできる人権感覚を養うことが大切であり、すべての人があらゆる機会を通じて学習することが必要です。学習活動を行うことにより、一人ひとりが人権感覚を高め、差別を見逃さず、なくしていこうとする人間へと成長していかなければなりません。

すべての人が、学習を通して差別や人権についての認識を深めていくためには、教育や啓発はなくてはならないものです。そのため、県ではあらゆる場で実践力を培っていく取組を進めています。

3

あらゆる場で人権学習をしよう

学校や家庭、職場、地域などあらゆる場において、一人ひとりが人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培っていくことが重要です。

①学校で友達や先生と考えてみよう

中学校、高等学校など学校の中で、様々な人権課題に対する理解を深め、「いじめ」をはじめとした身近な問題をどうしたら解決できるか、友達や先生をはじめ関係する人たちと共に考え、行動してみましよう。

②公民館などで地域の人たちと考えてみよう

公民館や図書館、博物館などでは、様々な学習講座等が開催されています。また、地域のグループなどでもいろいろな活動が展開されるなど、様々な学習の機会があります。実際に参加し、社会の様々な人権問題をどうしたら解決できるか、地域の人たちと共に考え、行動してみましよう。

③家庭で家族と考えてみよう

家庭の中での家事や育児、介護の役割分担など、日常生活の中で起こる様々な問題について家族と共に考え、行動してみましよう。

④企業や職場での人権について先輩や働いている人たちと考えてみよう

企業等が営業活動を維持し発展していくためには、法律などで決められたことを守り、人権尊重や環境保護など様々な活動に誠実かつ積極的に取り組んで社会の一員としての責任を果たしていくことが重要です。そうした取組の一つとして、職員の採用や配置、昇進などで差別しないなど、人権の尊重を確保していくためにはどうすべきか、実際に働いている人たちの話を聞いたりして考えてみましよう。



1 女性

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

男女がお互いを尊重しあうこと、また、性別に関わりなくあらゆる分野の活動に参加できることは、一人ひとりが豊かな人生をおくるために必要なことです。

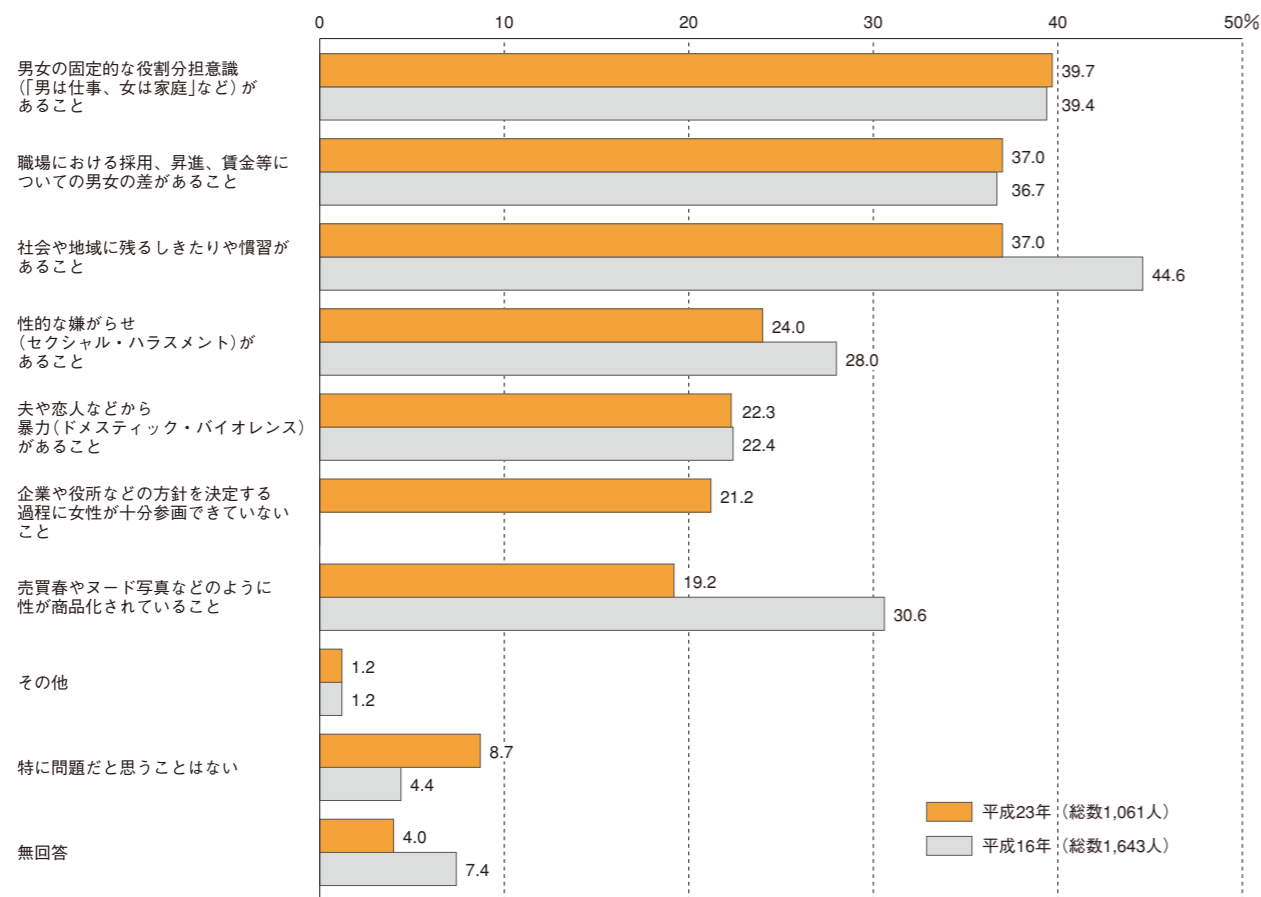
かつては就職する際の条件や昇任、賃金などに男女間で格差がありましたが、採用時や昇任などでの差別を禁じる法律がつけられ、格差の解消が進んでいます。しかし、家庭や地域での役割分担や、女性に対する暴力など解決が求められている課題が依然存在しています。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。
女性の人権について、どのような問題があるか確認してみましょう。

問：女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は3つまで)



平成23年と16年を比べて、女性の人権について問題だと思う人が減った項目を、3つあげてください。

- ① 社会や地域に残るしきたりや慣習があること
- ② 性的な嫌がらせ (セクシュアル・ハラスメント) があること
- ③ 売買取春やヌード写真などのように性が商品化されていること

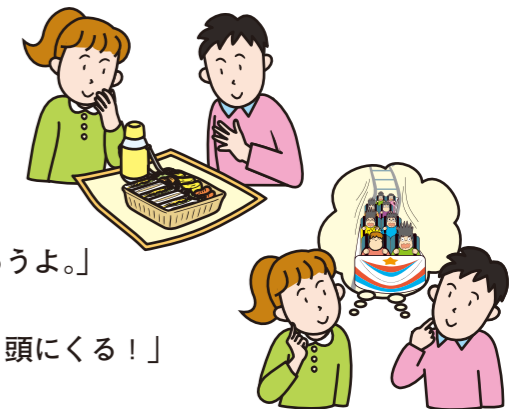
考えてみよう

日常の会話から

どちらが女性?何が気になる?

カップルが遊園地でデートをしています。

- A「遊園地でデートなんて久しぶりだね。」
 B「ホントだね。お弁当作ってきたよ。」
 A「今日のメニューは何?」
 B「Aちゃんが好きなツナサンドだよ。」
 A「昼が楽しみだね。まず、ジェットコースターに乗ろうよ。」
 B「えーっつ 嫌だよ!怖いよ!」
 A「カップルなら、一緒に乗ろうよ。乗らないなんて、頭にくる!」
 B「わかったよ。乗るよ〜」(本心から怖がっている)



Q A・Bどちらが女性でしょうか。また、そう考えたのは会話のどの部分からですか。

考える際のポイント

- 「弁当を作るのは女性、怖がるのは女性という思い込みがありませんか?」
- 思い込みは、自分の性別による固定的な役割分担意識を表している可能性があります。
- 「自分はどのような家事を分担していますか?」
- 自分の生活をもとに家事の分担を考えてみましょう。

Q 二人の会話で気になるところをあげてください。また、気になる理由もあげてください。

考える際のポイント

- 「一方の考えだけで決めていませんか?」
- 一方の意見だけでものごとを決めることは、相手を尊重する行為とはいえません。
- 相手を一方的にコントロールしようとする行為は、デートDV (結婚していない男女間での暴力行為) に繋がる可能性があります。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 性別にかかわらず、一人ひとりの考えなどが大切にされ、仕事や地域社会での活動に共に参加することができるような社会を「男女共同参画社会」と呼んでいます。男女共同参画社会を実現するためには、就職や勤務条件などでの男女の格差や「セクシュアル・ハラスメント^{*1}」をなくす取組、家庭での家事や育児などの分担が大切です。県では、「男女が共に、家庭(子育て・介護等)と仕事・地域活動を両立することができる環境づくり」に取り組んでいます。
- 「DV^{*2}」は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性です。県では、DVのない社会づくりに向け広報や研修を行うとともに、被害者の保護と仕事や住まいの確保など自立した生活ができるための様々な支援に取り組んでいます。また、DVの未然防止のために、若い世代の交際相手からの暴力「デートDV」予防啓発に取り組んでいます。

Check! 知っておきたいことば

※1 セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。身体への不必要な接触、性的なうわさの流布、人目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示なども含まれます。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

※2 DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力のことをいいます。犯罪にもなる重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

2 子ども

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

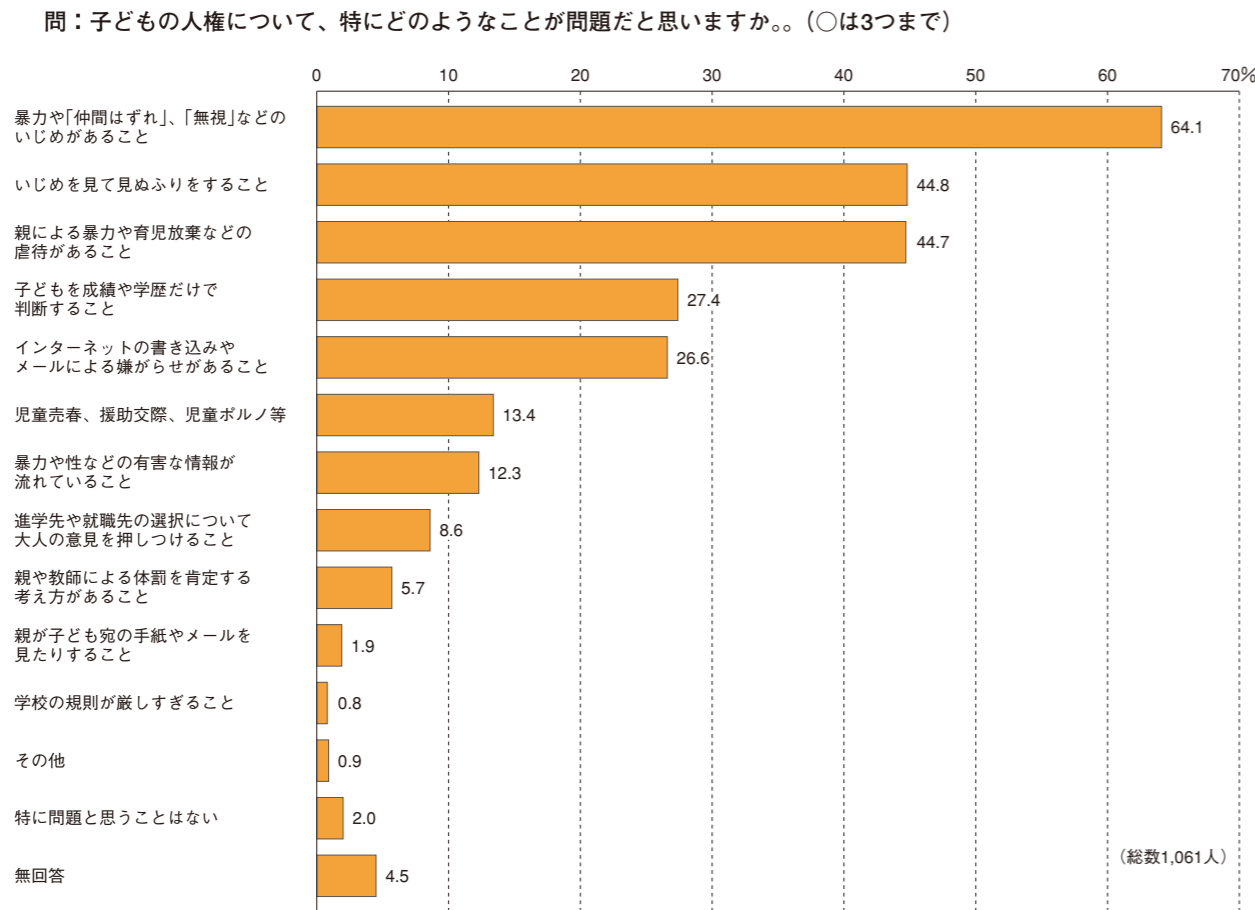
21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

近年、いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事例が後を絶たず、不登校や家庭へのひきこもりなどが大きな課題となっています。また、幼い命が失われる痛ましい事件も発生するなど子どもに対する虐待も深刻な問題となっています。さらに、携帯電話でインターネット上に氾濫する有害な情報にアクセスできるため、出会い系サイトによる性被害や学校裏サイトによる被害などもみられます。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次のグラフは、平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。
子どもの人権について、どのような問題があるか確認してみましょう。



子どもの人権について、問題だと思われる項目を、割合の高いものから3つあげてください。

- ①暴力や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめがあること
- ②いじめを見て見ぬふりをすること
- ③親による暴力や育児放棄などの虐待があること

考えてみよう

日常の会話から

子どもだから親は見ているの？

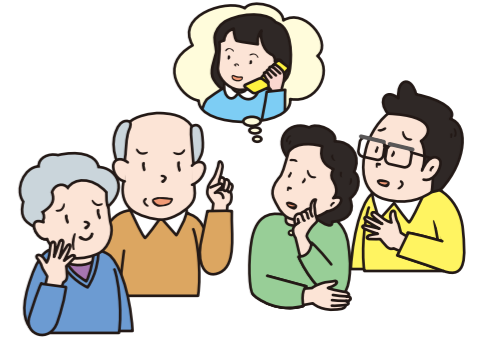
中学生の携帯電話の利用について家族で話し合っています。

父親「中学生の携帯電話には有害情報を除くフィルタリングをつけなきゃいけないな。」

母親「どんなメールをやりとりしているかも心配だわ。時々メールを覗いてみるのも親の役目だし。」

祖母「子どもといっても勝手にみるのはどうかね。」

祖父「子どもなんだから、親が見るのは当然だ。大人の言うことを聞く素直さが一番大切なんだから。」



あなたはどの人の発言が最も気になりましたか。その理由は何ですか。

考える際のポイント

「親として子どものことを心配している母親に、どうやってわかってもらえますか？」

- 自分宛のメールを親が開くことの問題点の指摘だけでなく、親に安心してもらえる関わり方を考えていくことが大切です。

「自分が、後輩など年下の人に対してとっている態度を振り返ってみましょう」

- 自分の権利を主張することとともに、他の人の人権を守ることが大切です。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目的として、県では行動計画をつくり、子どもの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られるような環境づくりを進めています。
- 具体的には、いじめなど子どもからの様々な相談への対応、不登校の子どもへの取組、子どもに対する虐待防止への取組、図書やビデオ・インターネット等を通じた有害な情報から子どもを守る取組などを進めています。

困ったときはこちらへ電話してください

名称	電話番号	相談日時等
子どもの人権110番 (松江地方法務局)	0120-007-110 (PHS、IP電話は0852-26-7867)	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
子どもと家庭電話相談室	0120-258-641	月～日曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後9時30分
子どもほっとライン もしもしにゃんこ	0120-225-044	毎週日曜日/午後2時～午後6時
チャイルドラインしまね	0120-99-7777	月～土曜日/午後4時～午後9時
いじめ110番	0120-874-371 0120-779-110	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前10時～午後5時

3 高齢者

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

島根県の「高齢化率*」は、29.1%（平成22年10月現在）と全国2位で、30年後には40%近くまで高まると推計されています。また、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の数が、平成2年と平成22年を比べると約2倍に急増しています。

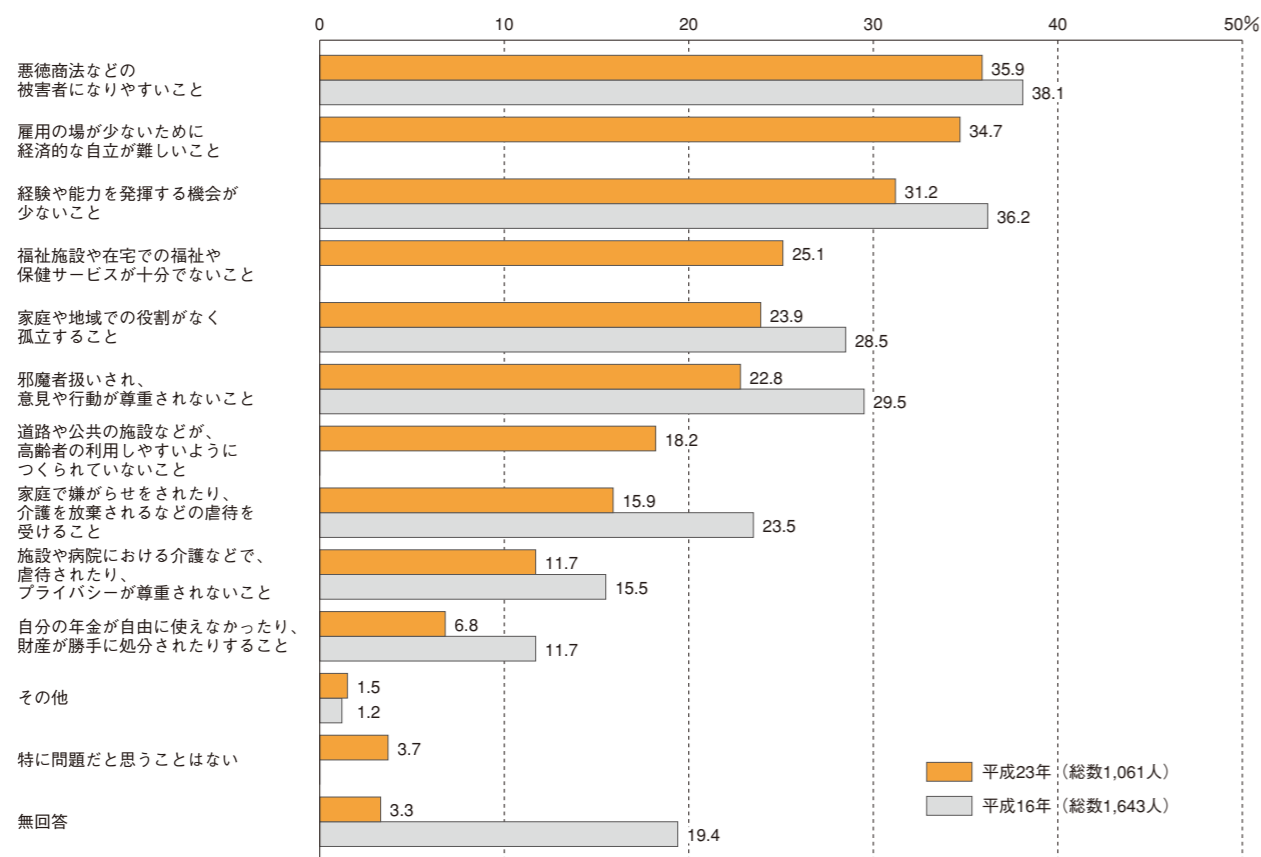
人が年を取り、たとえ認知症になったり介護が必要となっても、人として尊重されて生活ができることは、豊かな社会をつくるために重要なことです。そして今、県民誰もが高齢期を安心して過ごせる社会、高齢者が自立と尊厳を持てる社会を率先してつくり上げていくことが求められています。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。
高齢者の人権について、問題だと思われることを確認してみましょう。

問：高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○は3つまで）



高齢者の人権について、問題だと思われる項目を、割合の高いものから3つあげてください。

- ①悪徳商法などの被害者になりやすいこと
- ②雇用の場が少ないために、経済的な自立が難しいこと
- ③経験や能力を発揮する機会が少ないこと

考えてみよう

日常の会話から

親父もそろそろ？

夕食後、今朝のおじいちゃんの失禁（おもらし）のことで、話し合っています。

母親「おじいちゃんが、今日おもらしをしてしまったの。
きのうもしたのよ、どうしようかしら。」

たかし「そうだよ、おじいちゃんは、最近ときどき訳のわからないことを言うし、
ウロウロするし、おもらしもするし…。
友達が来た時に、おもらしなんかされたら恥ずかしいよ。」

父親「親父にも困ったものだなあ。
昔は、近所の世話役もしていたんだがなあ。」

あきら「おじいちゃんは、元気だよ。
犬の散歩と一緒にしてくれるよ。」

父親「とにかく親父の世話は、
主婦であるおまえにまかせてるんだから、
よろしく頼むぞ。」



あなたは、この家族の会話でどこが気になりますか。
その理由は何ですか。

考える際のポイント

「心身の機能が衰えることは恥ずかしいことでしょうか？」

●加齢とともに自然に機能が低下していくことを理解した上で、高齢者自身ができること、手助けがあるとできることを考え、高齢者と周囲の関係を良いものにしていけることを話しましょう。

「身体が衰えた高齢者は何もできない存在と考えていませんか？」

●高齢者の意見をきちんと聞き、これまでの経験や知恵を生かし、その人にあった役割を考え、活動の場を確保することなどが、人権を尊重することであることを指摘しましょう。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 高齢者が、豊富な経験や技術と知識を活かして働いたり、自主的なグループ活動や社会参加活動を通じて生活の質を高めていくことができるよう、働く場の確保に努めたり、グループ活動への助成などを行うことにより、高齢者が中心となって活躍する新たな助け合いの仕組みづくりを進めています。
- 介護サービスの充実や高齢者の虐待への対応、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用手続きなどを代行する制度（日常生活自立支援事業）や財産管理・介護サービスを利用したり施設に入所する契約などを代行する制度（成年後見制度）を活用する取組を進めています。

Check! 知っておきたいことば

※高齢化率

65歳以上人口を「高齢者人口」、その総人口に占める割合を「高齢化率（65歳以上人口÷総人口）」として、社会の高齢化の程度を見えています。

4 障がいのある人

島根県ではどのような課題があるのでしょうか。

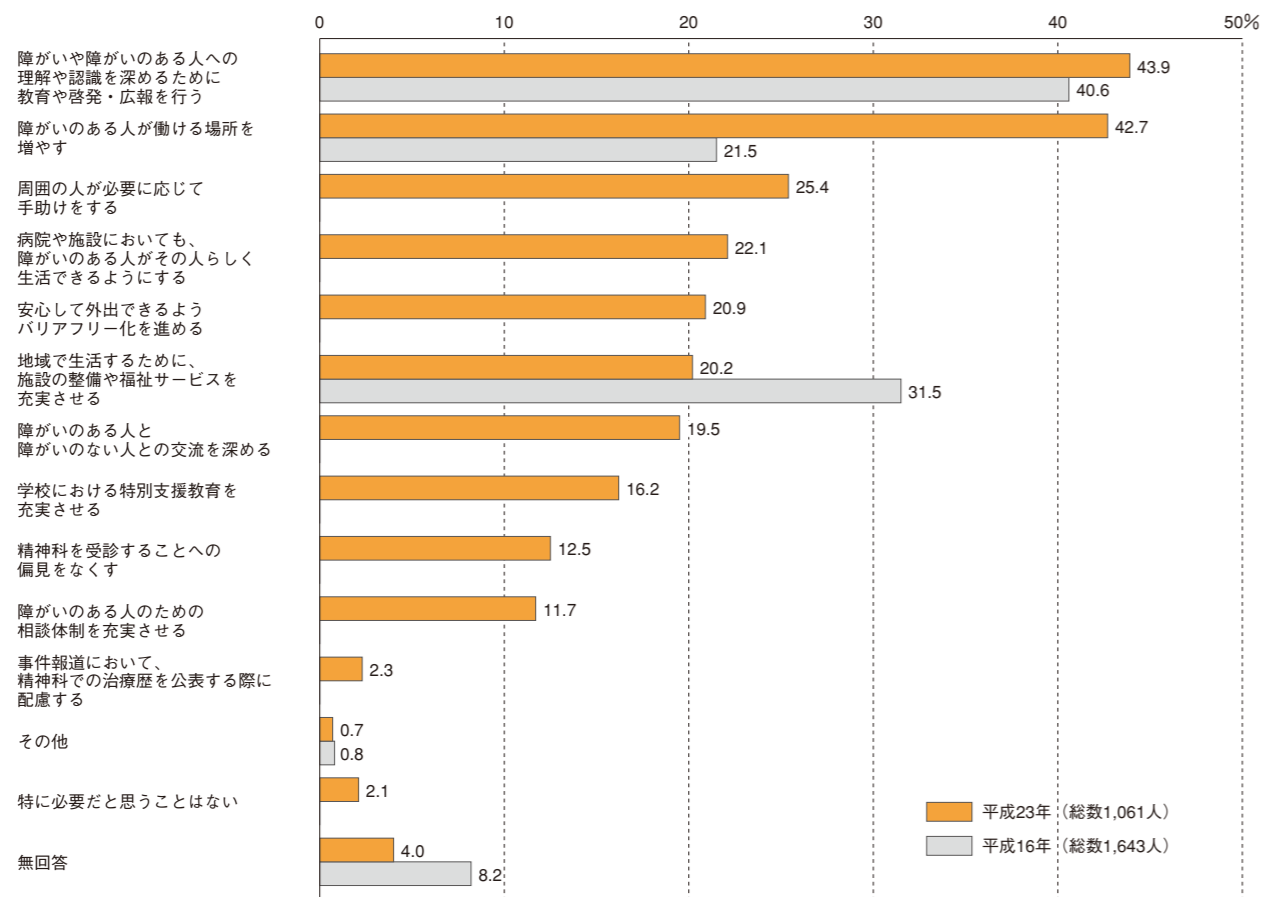
2004（平成16）年の法律の改正で、障がいを理由とする差別の禁止等が初めて明示されました。障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で自立して生活しながら、障がいのない人と同じ活動ができる社会を実現するため、自宅でも受けられるサービスの充実と「バリアフリー^{*1}」や「ノーマライゼーション^{*2}」の考え方を普及していく必要があります。国が2007（平成19）年に行った「障がい者に関する世論調査」では、約8割以上の人々が「障がいを理由とする差別や偏見がある」と回答しています。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。障がいのある人の人権を守るため必要だと思われることを確認してみましょう。

問：障がいのある人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）



障がいのある人の人権を守るため、特に必要と思われる項目を、割合の高いものから3つあげてください。

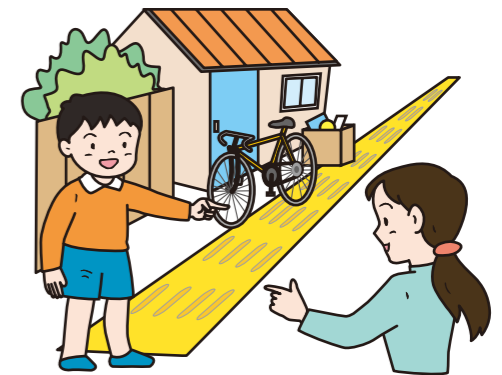
- 障がいや障がいのある人への理解や認識を深めるための教育や啓発・広報を行う
- 障がいのある人が働ける場所を増やす
- 周囲の人が必要に応じて手助けをする

考えてみよう

日常の会話から

どう思いますか？この風景

雨上がりのある日。
ひろしは、お母さんと一緒に近所のスーパーまで買い物に行きました。
その帰り道に、ふと歩道の凸凹に目を止めたひろし…。
ひろし「ねえ、このデコボコは、なーに？」
母親「これは、目の不自由な人が、歩道を安全に歩くために必要なものなのよ。ちょっと目をつぶって歩いてごらん。」
ひろしは、目をつぶって、持っていた傘を杖にしてその歩道の上を歩いてみました。
ひろし「ほんとだ。デコボコがあるのが、わかるよ。」
しかし、まわりを見渡してみると、点字ブロックの上には、さまざまな障害物が…。



あなたなら、この風景をどう思いますか。

考える際のポイント

- 「点字ブロックの意味を知っていましたか。放置している人がその意味を知っていると思いますか？」
- 点字ブロックなどの施設の目的を知らない人に伝えることも大切です。
- 「あなたの身近で、危険だとか不便だと感じている施設や設備はありませんか？」
- バリアフリーの施設は、全ての人に役立つものであることを理解しましょう。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- バリアフリーやノーマライゼーションの思想を広めていく取組が進められています。
- 学校では、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちとの交流や共同学習、ボランティア活動などを通して、障がいのある人に対する理解を深める教育が進められています。
- 地域では、障がいのある人たちが、人権や個性を尊重され自立した日常生活が送れるよう相談窓口を設け、福祉サービス利用費用の給付や地域活動等を援助する取組、働く場を確保する取組、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用手続きなどを代行する制度（日常生活自立支援事業）や財産管理、施設入所契約などを代行する制度（成年後見制度）を活用する取組を進めています。

Check! 知っておきたいことば

- ※1 **バリアフリー**
障がいのある人が、社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。段差等の物理的な障壁の除去だけでなく、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用います。
- ※2 **ノーマライゼーション**
障がいのある人もない人も、学校や家庭、職場、地域社会の人々のくらしの中で、互いに尊重し、支え合いながら共に生活する社会こそあたり前の社会であるという考え方です。

5 同和問題

島根県ではどのような課題があるのでしょうか。

同和問題は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けるという問題です。

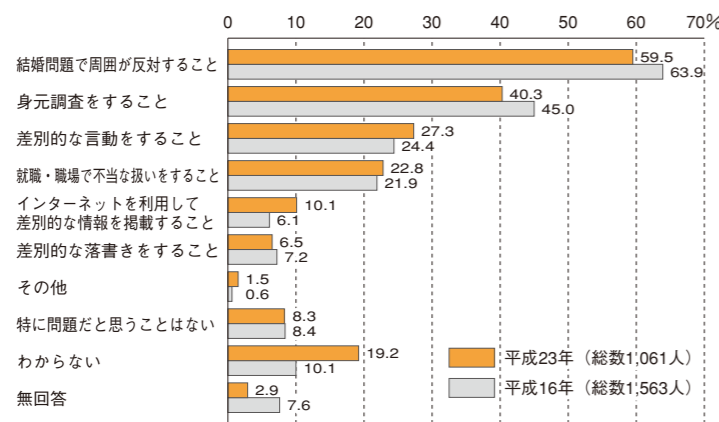
かつては、差別により安定的な仕事への就職が閉ざされたことなどが原因で、劣悪な生活環境での生活を余儀なくされ、そのことがまた周囲からの偏見を強めるという悪循環がみられました。その解決のため国・県・市町村などの集中的な取組と、地区住民の自主的な努力が行われ、生活環境の改善が大幅に進みました。しかし、県民意識調査では、未だに結婚問題などの差別が社会にあることが認められ、心理的差別の解消が、今なお課題となっています。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次の3つのグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。人権上起きている問題や結婚する際の意識について確認してみましょう。

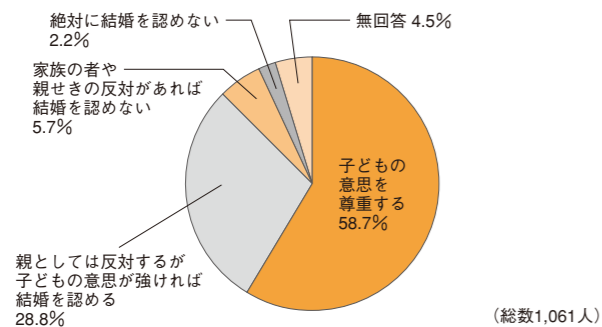
問：同和問題について、現在、どのような人権上の問題が起きていると思いますか。(〇はいくつでも)



Q 左のグラフから、問題があると考えられている項目を、割合の高いものから2つあげてください。

- ①結婚問題で周囲が反対すること
- ②身元調査をすること

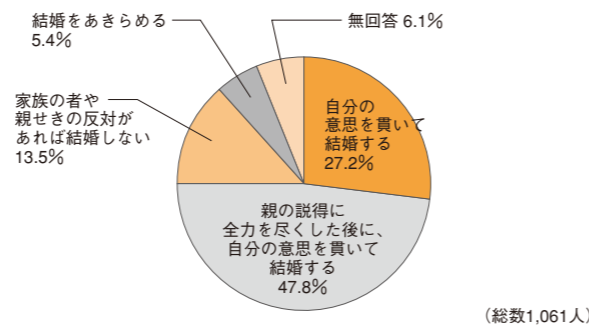
問：結婚についてお聞きします。仮に、あなたのお子さんが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、あなたはどのようにしますか。(〇は1つ)



Q 上のグラフの「子が結婚する際の親の意識」について、多いものから2つあげてください。

- ①子どもの意思を尊重する
- ②親としては反対するが、子どもの意思が強ければ結婚を認める

問：仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどのようにしますか。(〇は1つ)



Q 上のグラフの「自分が結婚する際の意識」について、多いものから2つあげてください。

- ①親の説得に全力を尽くした後に、自分の意思を貫いて結婚する
- ②自分の意思を貫いて結婚する

考えてみよう

日常の会話から

なぜ気にするの？

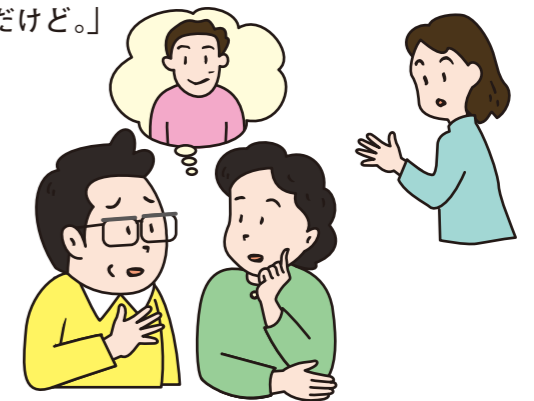
自宅の居間で、両親と娘のけいこさんが結婚の話をしていました。

けい子「私、一郎さんと結婚しようと思っているんだけど。」

父 親「そうか、一郎さんはいい人だからな。でも、念のため一郎さんの出身地や家族のことについても調べておかないと。」

母 親「そうそう、結婚したら親せきになって一生つきあうんだから。まわりの目もあるでしょ。」

けい子「……」



Q あなたがけい子さんなら両親に対し、この後どう答えますか。

考える際のポイント

「結婚にとって最も大切なことは何でしょうか？」

●結婚は両性の合意にのみもつことが原則です。二人の気持ち大切です。

「両親を説得するためには何が必要でしょうか？」

●二人の気持ちとともに、偏見を取り除くための知識をもつことが大切です。また、自分たちの考えを支えてくれる友人などからの両親への働きかけも重要となります。

自分の考えをグループ内で発表してみよう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 学校では、すべての児童生徒が、人権意識を高め差別をなくす実践力を身に付けるとともに、自己実現に向けての意欲・技能などを育む教育を進めています。また、地域では、同和問題の解決を自分の問題として取り組むことができるように啓発や講演会の開催などを行うとともに、学校や家庭、地域が一体となって同和問題を解決する取組を進めています。
- 就職に関する差別をなくすため、企業等での不適切な採用選考がないように取り組むとともに、農林水産業や商工業を振興して就労を進める取組や、隣保館等での相談活動の充実を進めています。

6 外国人

島根県ではどのような課題があるのでしょうか。

島根県では、1989（平成元）年に韓国の慶尚北道と姉妹提携して以降、ロシアの沿海地方、中国の寧夏回族自治区・吉林省とも友好提携等を行っています。学術、文化、経済、農業、環境などでの交流・協力が広がって学校や市民団体等による交流が増えたこともあり、外国人登録者数は1990（平成2）年12月末には2,000人だったものが、2011（平成23）年12月末には5,425人となり、ここ20年余の間に2.5倍以上に増加しました（国籍別割合：中国39%、ブラジル20%、韓国・朝鮮15%、フィリピン15%、その他11%）。また、全国では2011（平成23）年末時点で約207万9,000人と、日本の総人口の1.63%を占めています。

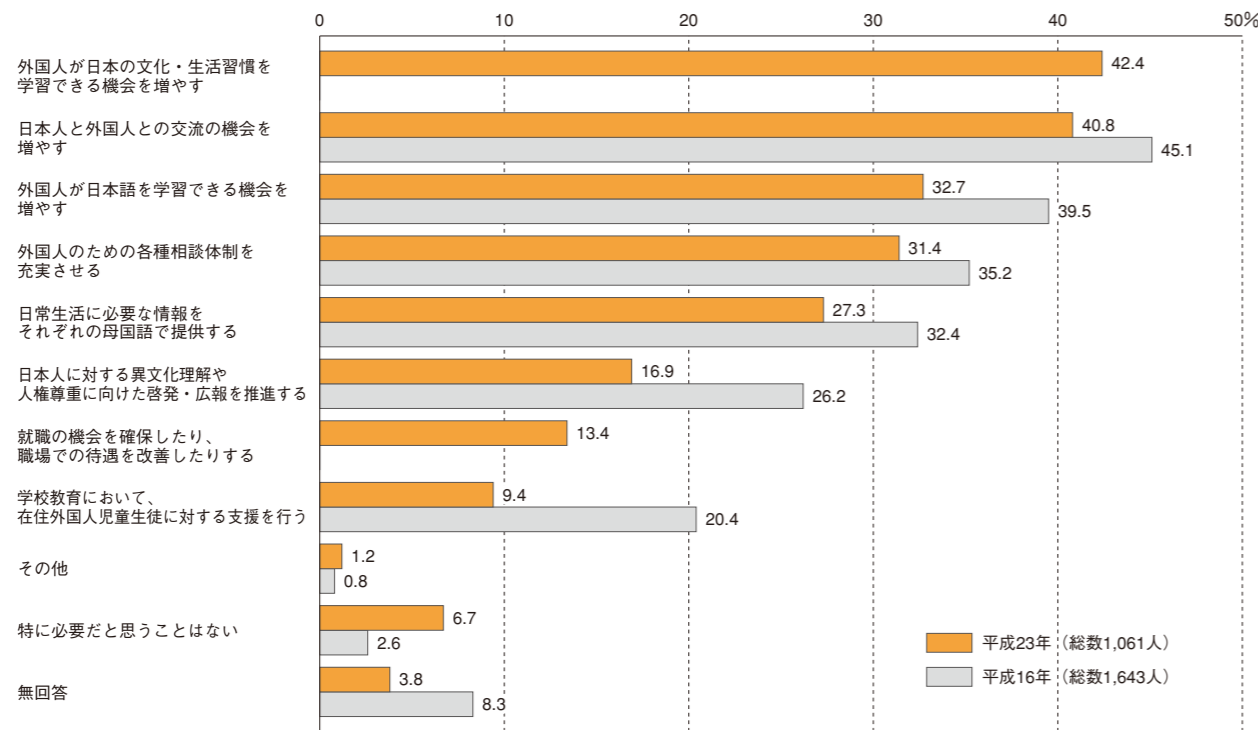
外国人も社会の一員として安心して暮らせるようにすることが大切ですが、日本語を理解できないことで情報や知識が不足し、行政サービスを含む様々なサービスを受けることができなかつたり、また、外国人であることを理由にアパートなどへの入居や、公衆浴場などの利用を断られるなどの問題が発生しています。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。
外国人の人権を守るため必要だと思われることを確認してみましょう。

問：日本で生活する外国人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）



日本で生活する外国人の人権を守るため、特に必要だと思われる項目を、割合の高いものから3つあげてください。

- ①外国人が日本の文化・生活習慣を学習できる機会を増やす
- ②日本人と外国人との交流の機会を増やす
- ③外国人が日本語を学習できる機会を増やす

考えてみよう

日常の会話から

どうして心配なの？

夕食後、両親と子どものたくやくんが話をしています。

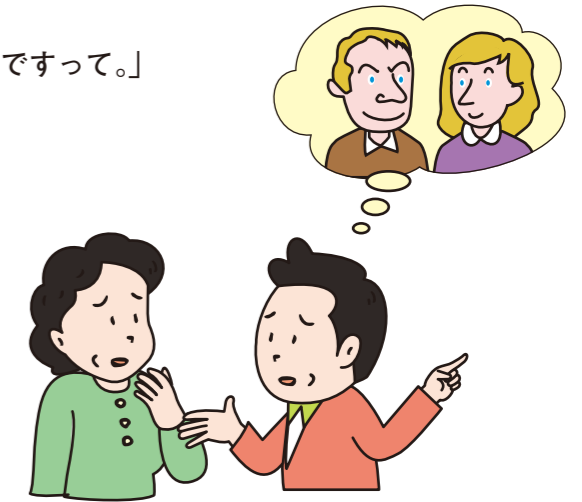
母親「今度、うちの隣に、外国人の家族が入るんですって。」

父親「えっ。どこの国の人なのかな……。」

母親「言葉や習慣が違うんでしょ、不安だわ。うまくやっていけるかしら。」

父親「外国人が隣に住むなんて、心配だなあ。」

たくや「どうして外国人が隣に住むと心配なの。僕の学校にも外国人の先生がいるけど、とっても楽しい先生だよ。」



母親と父親の心配の仕方は異なっています。どのように異なっていると思いますか。

考える際のポイント

「母親は、付き合うことを前提としていますが、父親はどうでしょうか？」

「父親は何を心配しているのでしょうか？」

●母親は、言葉・習慣の違いによりうまく付き合っていけるか不安に思っていますが、父親は外国人ということだけで、不安視しています。思い込みによって人を避けることは人権侵害につながります。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 「国際交流」・「国際協力」の広がりや外国人住民の増加に伴い、他の国の人やその文化に接する機会も増えてきている中で、それぞれの文化が独自に培ってきた価値観を認め合い、国籍に関わらず全ての人が、同じ地域に暮らす住民として共に生きる「多文化共生社会」づくりの取組を進めています。
- 外国人労働者に対する適正な雇用・労働条件の確保や在住外国人の悩みなどに対応する相談の体制を充実する取組なども進めています。

7 患者及び感染者等

島根県ではどのような課題があるのでしょうか。

医学的に確かでない知識や思いこみなどから、病気で治療を受けている患者や感染者、元患者(回復者)、その家族に対する様々な人権問題が生じています。

ハンセン病は、1947(昭和22)年に特効薬「プロミン」による治療が日本でも始まって以降、様々な薬が開発され、治る病気になりました。

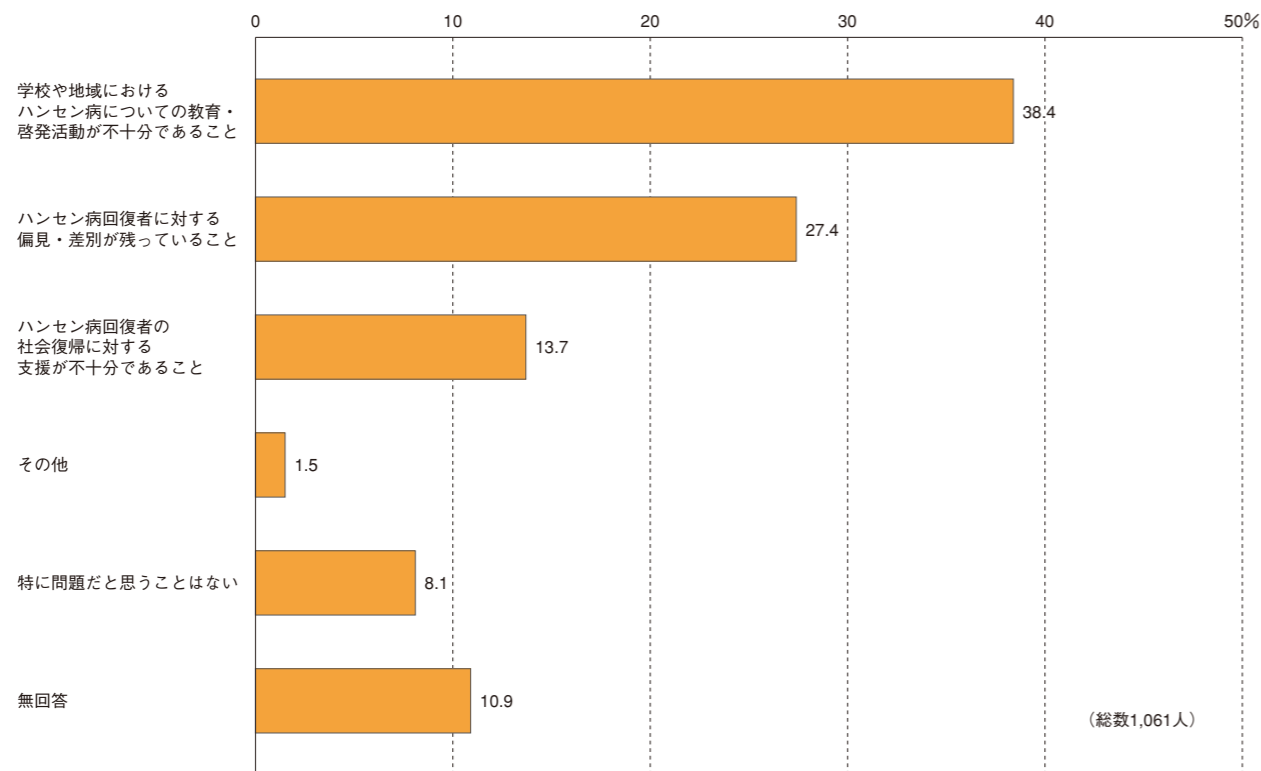
しかし、ハンセン病患者は、1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離という国の方針が継続されたことから、その家族も含めて想像を絶する偏見や差別を受けてきました。また、HIV感染者等は、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題があり、今後、新たな感染症の発生による患者に対しても、同じ問題が起こるおそれがあります。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次のグラフは、平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。
ハンセン病回復者の人権について、どのような問題があるか確認してみましょう。

問：ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は1つ)



Q ハンセン病回復者の人権について、問題だと思われる項目を、割合の高いものから3つあげてください。

- ①学校や地域におけるハンセン病についての教育・啓発活動が不十分であること
- ②ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っていること
- ③ハンセン病回復者の社会復帰に対する支援が不十分であること

考えてみよう

日常の会話から

ハンセン病は、どんな病気？

弟「ハンセン病って、どんな病気なの？」

兄「らい菌に感染することで起こる病気だけど、感染力が非常に弱く、うつりにくい病気なんだ。今は治療薬が開発されて、早く治療すれば後遺症もなく、治る病気になっているんだ。」

弟「どうして、ずっと偏見や差別を受けてきたの？」

兄「病気が進むと、人によっては手足や顔の一部などが変形したりして、差別の対象になりやすかったんだ。それに、かつては病気の原因がわからず、「治らない病気」「人に移りやすい病気」「遺伝する病気」だと恐れられていたんだ。だから、国は法律を作って、ハンセン病にかかった人たちを強制的に療養所に隔離したけど、薬の発達で、療養所にいる人たちは、もう治っている人ばかりなんだ。」

弟「じゃあどうして、帰れないの？」

兄「……」



Q あなたが兄なら、弟にどう答えますか。

考える際のポイント

「ハンセン病は完治していると、療養所外の人には知っているでしょうか？」

- 学習することが、ハンセン病回復者の社会復帰を支えることにつながります。

「自分が病気や怪我をした時に、他の人の言動で嫌だったことはありませんか？」

- 「避けられた」「からかわれた」などの自分の体験があれば、それをもとに患者・感染者に対する接し方を考えていくことが大切です。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 学校では、ハンセン病やエイズなどの感染症をはじめ、様々な病気と予防に関する正しい知識を学ぶとともに、患者やその家族等に対する偏見・差別をなくす学習が進められています。
- 県では、患者や家族等に対して専門医療相談、就労相談等を行って支援する取組を進めるとともに、感染症等に関する正しい知識や、医師が患者に病状や治療目的、危険度などについて説明し、患者の同意を得た上で治療等を行うこと(インフォームド・コンセント)を広める広報を行うなど、職場や地域で患者や家族を支える社会づくりを進めています。

8 犯罪被害者とその家族

どのような課題があるのでしょうか。

犯罪被害者とその家族は、事故や事件によって直接被害を受けるだけでなく、心ない人々の風評などにより名誉を傷つけられたり、マスメディアの行き過ぎた報道によってプライバシーが侵害されたりするなど二次的な被害にあうこともあります。また、捜査活動や裁判に伴い精神的・経済的負担にもさらされています。

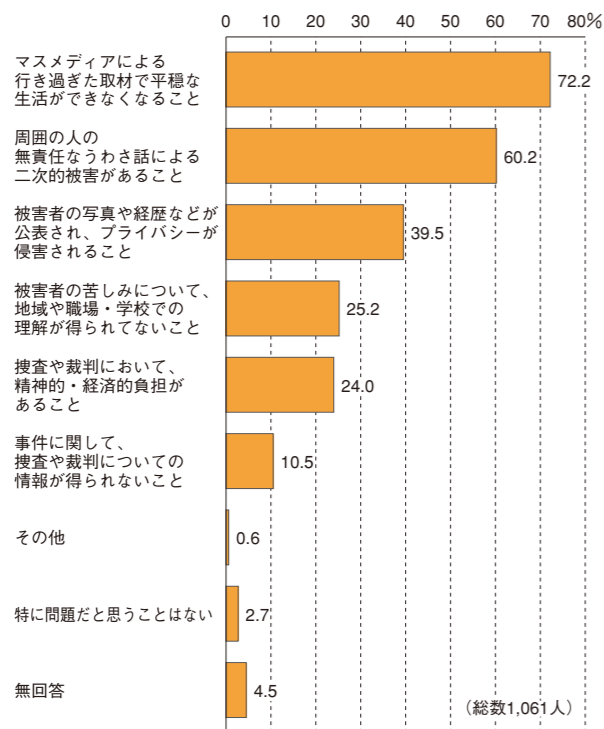
確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

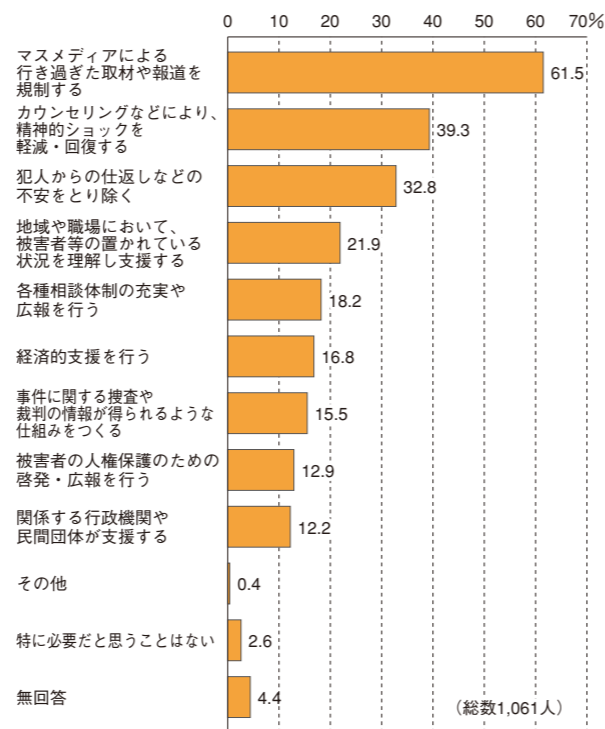
次のグラフは、平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

犯罪被害者とその家族の人権について、どのような問題があるか、人権を守るために必要だと思われることを確認してみましょう。

問：犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(○は3つまで)



問：犯罪被害者とその家族の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)



犯罪被害者とその家族の人権について、問題と思われる項目を割合の高いものから3つあげてください。

- マスメディアによる行き過ぎた取材で平穏な生活ができなくなる
- 周囲の人の無責任なうわさ話による二次的被害がある
- 被害者の写真や経歴などが公表され、プライバシーが侵害される

犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要と思われる項目を割合の高いものから3つあげてください。

- マスメディアによる行き過ぎた取材や報道を規制する
- カウンセリングなどにより、精神的ショックを軽減・回復する
- 犯人からの仕返しなどの不安をとり除く

考えてみよう

日常の会話から

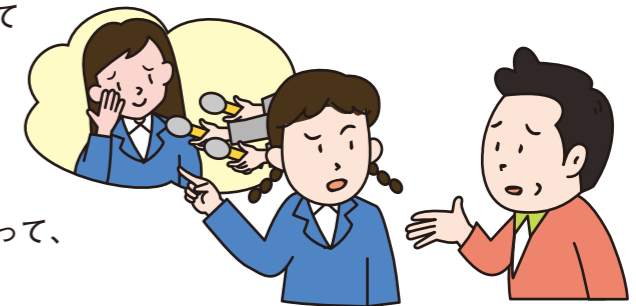
どうして犯罪被害を受けた子が悪く言われるの？

犯罪に巻き込まれた高校生について、けい子さんがお父さんと話しています。

父 親「高校生が夜遅くまでフラフラ遊んでいるからこんな事件に巻き込まれたんじゃないのか。おまえも気をつけろよ。」

けい子「テレビではそんな風に言ってるけど、私の友達から聞いた話だと真面目な子で、塾の帰りで遅くなったって言ってたよ。悪いのは被害にあった人じゃなくて加害者じゃないの？」

母 親「家の方にもマスコミが昼も夜も押しかけてるらしいし、名前が報道されたことで、近所でもいろいろなうわさが広まって、家族も困ってるって。」



あなたは、3人の会話についてどう思いますか。その理由は何ですか。

考える際のポイント

「父親は被害者に原因があると考えていませんか。」

「父親はなぜ被害者に問題があると考えているのでしょうか？」

- 事実を確認せず発言することは、人権侵害につながるおそれがあります。
- マスコミの過度の取材や、近所のうわさにより、被害者及び家族がさらに苦しむ（二次的被害）ことを理解しましょう。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、社会全体で犯罪被害者とその家族を支援していく取組を進めています。
- 犯罪被害者等の立場に立って、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるとともに、条例や計画に基づいて被害者が置かれている状況を理解してもらおう広報活動を実施したり、犯罪被害者等のための相談内容に応じた相談窓口を設けています。
- 犯罪被害者等の様々な負担を軽減するため、捜査情報の提供やカウンセリングの実施、給付金の支給、緊急通報装置の貸し出しなどによる支援、そして、被害者等を手助けして再び平穏な生活を取り戻す活動を行っている民間支援団体や自助グループへの支援にも取り組んでいます。

9 インターネットによる人権侵害

どのような課題があるのでしょうか。

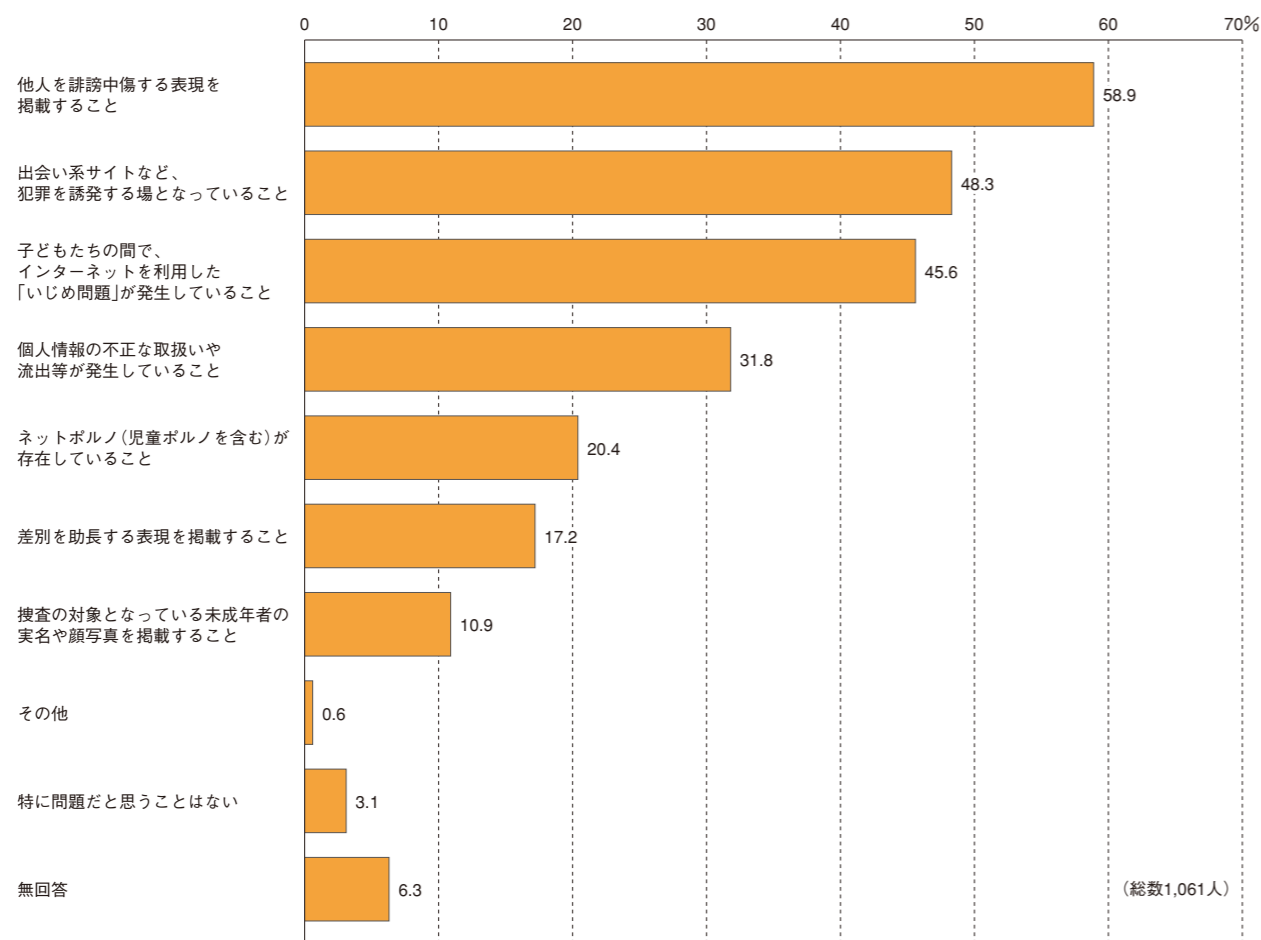
パソコンやインターネットの普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、効率的で豊かな社会生活を送ることができるようになりました。しかし、その一方で、他人のプライバシーを侵害するなどの悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる情報が掲載されるなど、匿名性を悪用した深刻な人権侵害問題が全国的に多発しています。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次のグラフは、平成23年に行った県民意識調査の結果をまとめたものです。
インターネットによる人権侵害について、どのような問題があるか確認してみましょう。

問：インターネットによる人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は3つまで)



インターネットによる人権侵害について、問題だと思われる項目を、割合の高いものから3つあげてください。

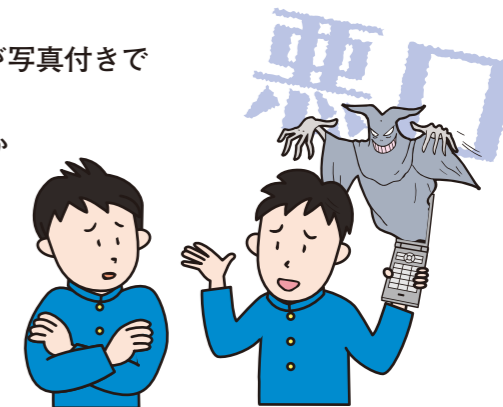
- ①他人を誹謗中傷する表現を掲載すること
- ②出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
- ③子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること

考えてみよう

日常の会話から

誰が書き込んだの…?

- A 「学校の裏サイトに、俺のことを名指して「キモイ」って書かれてたんだ。ショックで…」
- B 「俺も見たよ。誰の書き込みだろうな…。このあいだは、例の掲示板にEさんの個人情報が写真付きで貼り付けてあって、本人泣いてたよ。」
- C 「でもなー、書き込みは自由だし、誰がやったのかわからないじゃ、どうしようもないよ…」
- D 「……」



Q あなたがDなら、どのようにアドバイスしますか。

考える際のポイント

- 「どうしようもないとあきらめていませんか？」
 - 自分や友達だけで悩んでいないで、すぐに専門機関に相談することが大切です。
- 「ネット上に個人情報や写真を載せるとどのような危険性があるのでしょうか？」
 - ブログに載せたり、他者に送った個人情報が悪用される危険性があります。自分で自己管理をすることが大切です。
- 「メールなどで人の誤解を受けたことはありませんか？」
 - 表情や声を伴わないメールでは、送り手と受け手とでは理解の仕方が異なり、トラブルに発展する可能性があります。直接、コミュニケーションを図ることが大切です。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- インターネットによる人権侵害を早期に発見し、プロバイダ責任制限法^{*}の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に取り組んでいます。
- 県民一人ひとりが、人権擁護の視点に立った正しい知識を学び、個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解を深める取組を進めています。

困ったときはこちらへ連絡してください

- 法務省インターネット人権相談受付窓口 (SOSeメール)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 警察庁インターネット安全・安心相談窓口
<http://www.npa.go.jp/cybersafety/index.html>
- 島根県警察本部 (ダイヤル回線) TEL0852-31-9110
- 警察総合相談センター (プッシュ回線、携帯電話) #9110

モバイル人権相談受付窓口
(携帯版)



Check! 知っておきたいことば

※プロバイダ責任制限法

正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」で、2002(平成14)年に施行されました。インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、インターネットへの接続サービスを提供するプロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者がこれらを削除したことについて、権利者(その情報の発信者)からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

10 刑を終えて出所した人等

どのような課題があるのでしょうか。

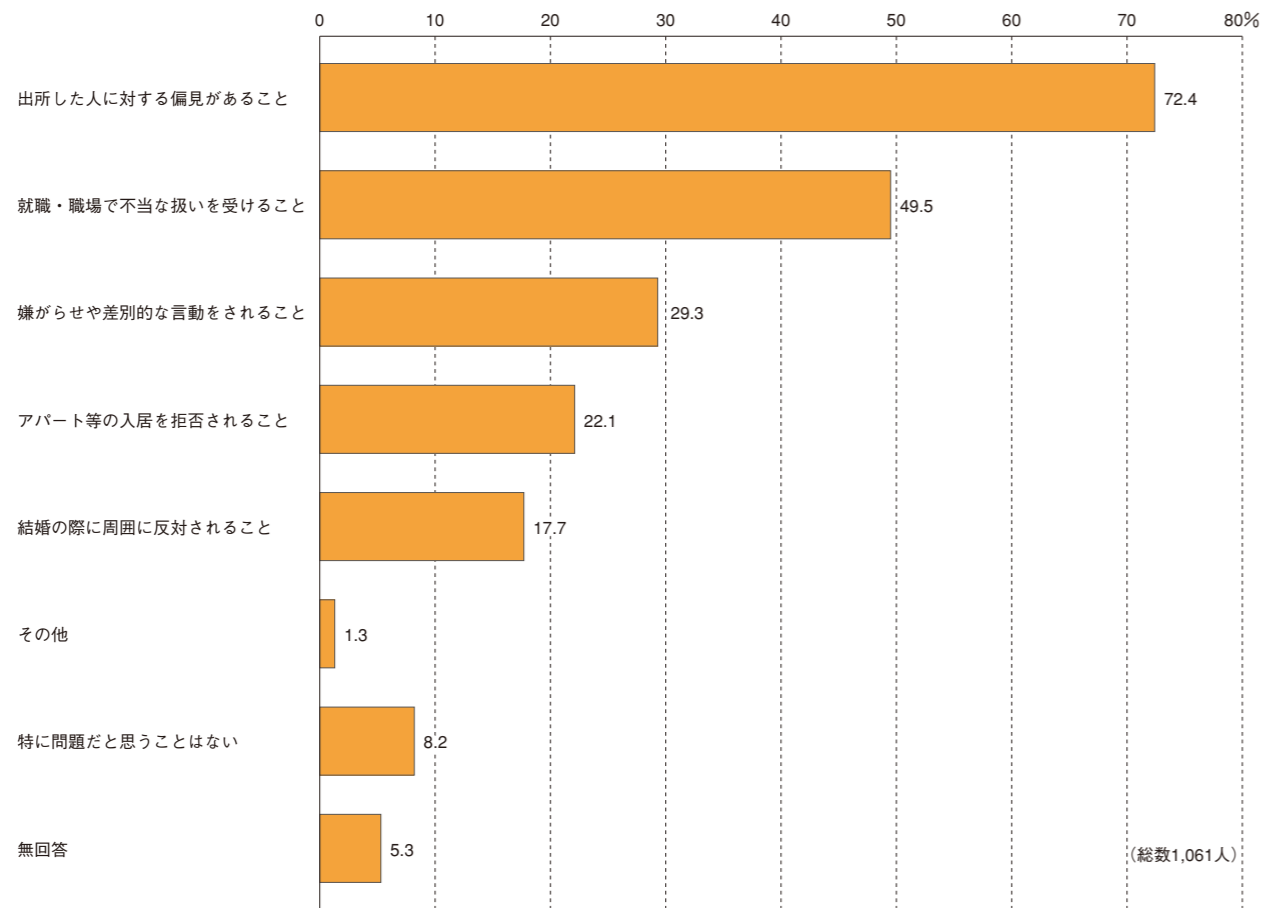
刑を終えて出所した人々が社会復帰を果たすには、就職先の確保などが重要になります。しかし、刑を終えて出所した人々に対する偏見や無理解により、社会の一員としての再出発ができない場合があります。また、出所した人の家族を不安にさせるような言動も見られます。本人の再出発を支援する取組とともに、家族の人権を守る取組も必要とされています。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次のグラフは、平成23年に行った県民意識調査の結果をまとめたものです。
刑を終えて出所した人の人権について、どのような問題があるか確認してみましょう。

問：刑を終えて出所し、立ち直ろうとしている人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(〇は3つまで)



刑を終えて出所した人の人権について、問題と思われる項目を、割合の高いものから3つあげてください。

- ① 出所した人に対する偏見があること
- ② 就職・職場で不当な扱いを受けること
- ③ 嫌がらせや差別的な言動をされること

考えてみよう

日常の会話から

刑を終えて就職し、一生懸命仕事をするので評判がよい「つよし」さんの話を職場の同僚がしています。

A 「つよしさんは、よく働くよね。あいさつも気持ちいいし。」

B 「でも、けんかだけがさせてしばらく刑務所に入っていたという話を最近聞いたよ。」

A 「え……、気をつけなげや。」

C 「Aさんは、つよしさんをさっきほめていたじゃないの。それに……」



あなたならCさんの話をどのように続けますか。

考える際のポイント

「不確かな話をもとに判断してはいませんか？」

- 噂話など不確かな情報で人を判断することは、人権侵害につながります。
- 現在の生活の姿を無視して、過去の犯罪の面だけでその人を評価することは、刑を終えて出所した人の社会での立ち直りを妨げるものです。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 刑を終えて出所した人が、再び地域社会の一員として円滑に社会復帰ができるよう、保護観察官をはじめ保護司や就職先の事業主などが支援を行っています。
- 刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関や団体が協力して啓発活動を行い、温かく受け入れる地域社会づくりを進めています。

11 性同一性障がい者の人権

どのような課題があるのでしょうか。

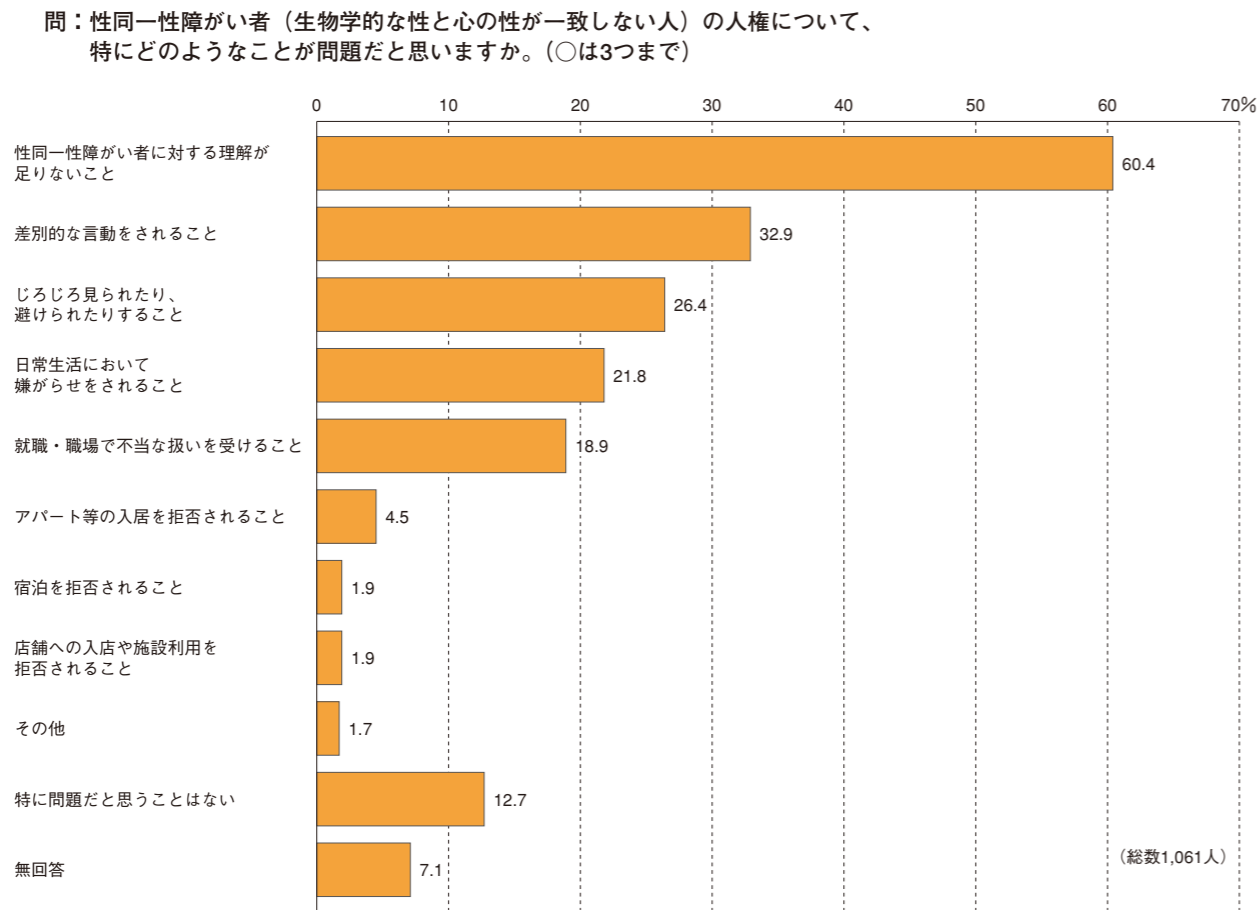
性同一性障がいとは、身体の性と心の性が食い違っており、心の性と異なった自分の体や服装などに対して強い違和感・抵抗感を覚えるもので、我が国では、1997（平成9）年より医学的治療の対象となっています。

性同一性障がいを抱える人々は、安心感を得る目的で心の性に合った服装を選択しており、性的な関心からではありません。そのことに対する理解が十分でないため、差別や偏見の眼差しで見られることが多く、就職や住宅を借りる際や銀行などの窓口の対応など社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。また説明しても理解されにくいこと、自分自身の思いを語れないことによる苦しさも感じています。

確認してみよう

島根県が実施した県民意識調査から

次のグラフは、平成23年に行った県民意識調査の結果をまとめたものです。
性同一性障がい者の人権について、どのような問題があるか確認してみましょう。



性同一性障がい者の人権について、問題と思われる項目を、割合の高いものから3つあげてください。

- ①性同一性障がい者に対する理解が足りないこと
- ②差別的な言動をされること
- ③じろじろ見られたり、避けられたりすること

考えてみよう

日常の会話から

性同一性障がいであることを明らかにしている歌手がテレビ出演しています。

たくや「学校でも性同一性障がいについての説明を聞いたよ。体の性と心の性が食い違って、様々な面で苦しさを感じているそうだよ。」

父 親「この歌手はすごく楽しそうじゃないか。単に女装が好きだけじゃない？」

たくや「それは……」



Q たくや君に代わって父親に説明をしてみましょう。

考える際のポイント

「父親は性同一性障がいについて学ぶ機会があったでしょうか？」
「説明することが難しいと感じた場合、その理由はなんですか？」

- 身体と心の性が異なる障がいがあることへの理解がまず大切です。
- 女装を好むなどの性的な関心好みと性同一性障がいは、異なることを正しく理解することが大切です。
- 理解を深めるためには、性同一性障がい者が直面する生活上の困難や、差別解消への取組なども含めて学ぶことが大切です。

自分の考えをグループ内で発表してみましょう

課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 性同一性障がいの問題の解決に取り組む人々と協力して、正しい理解を促す啓発活動を行って、偏見の解消に取り組んでいます。社会の正しい理解のもとで、性同一性障がい者が自分らしい生活を営むことができる環境づくりを進めています。

12 様々な人権課題

これまでの11の人権課題のほかに、次の8つの課題や、新たに対応すべき課題に対しても、いろいろな機会に県民の人権意識を高め、差別や偏見をなくしていく取組を進めています。

1. プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題です。近年、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供され、生活が大変便利なものになっている反面、個人情報もれや、プライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。こうした状況を踏まえ、国や県では、法律や条例をつくり、これらの法令等に基づいて、個人の権利や利益の保護に取り組んでいます。

2. 「ひのえうま」などの迷信

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま^{*1}」や「つきもの^{*2}」など、非科学的で根拠のないものであるにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。なかでも「きつねもち^{*3}」は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。県では、こうした問題についても、様々な機会を通じて、差別や偏見をなくす取組を行っています。

3. アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化をもった民族ですが、過去の政策などにより、アイヌ語の使用や独自の風習が禁止されるなど、民族独自の文化が失われていきました。このため、国は、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」をつくり、また、2008（平成20）年には国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。こうした法律や議決の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めています。

4. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮に拉致された日本人は、2002（平成14）年に帰国が実現した5名を含む、現在国が拉致被害者と認定した被害者17名以外にも、拉致された疑いを否定できない人が存在しています。国は、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」をつくり、国民に対し広く情報の提供を求めるとともに、問題の解決に向け国民世論の啓発を図り、その実体の解明に努めています。島根県でも、県民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、啓発に努めています。

5. ホームレスの人権

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や病気による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきていると言われています。

こうした人々の生活の自立を支援するため、国は、2002（平成14）年にホームレスの自立を支援するための法律をつくり、実態調査を実施しています。県内の実態では、ホームレスと確認できた人は少数ですが、経済的な自立や生活自立のため、生活保護制度による支援をはじめ、必要な個別支援、相談対応等を行うとともに、様々な人々の生活支援に取り組んでいます。

6. 人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応

国連では、2000（平成12）年に人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止し、処罰するための議定書が採択されており、人身取引の撲滅は国際的に重要な課題です。我が国でも、風俗営業所等が雇用している外国人に、売春を強要するなどの反社会的行為が発生しており、人身取引の受け入れ国として非難されている現状があります。島根県では、風俗営業所等での違法行為の取り締まりの強化、県民への理解の促進と被害者が相談や保護を求めやすい環境づくりを進めています。

7. 日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人は、昭和20年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人々です。帰国までに長期間を要したことから、多くの人が、帰国した後も言葉や生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族の生活の安定のために自立を助ける人や通訳の派遣などを行っています。

8. 性的指向（同性愛など）に係る問題

性的指向とは、性的意識や恋愛感情が自分と同じ性に向くのか、自分とは異なる性に向くのかという、人間の性に関わる意識や感覚のことをいいます。そして、性の指向は人によって異なります。性愛の対象として、同性や両性に対して愛情を抱く人々は少数であるがために、差別や偏見の眼差しで見られたり、場合によっては職場を迫られることさえあります。性的指向に関わる差別や人権侵害があること、それが解決されなければならない問題であることという認識が定着していないため、性的指向について理解の促進と認識を深める啓発に努めています。



Check! 知っておきたいことば

※1 ひのえうま

日本に残っている迷信です。この年は火災が多い、この年に生まれた女性は気が強いなどと人々が信じ、この年の出生数が他の年と比べて極端に少なくなったりする社会現象が過去に見られました。

※2 つきもの

動物や人の霊などが人間にとりつく信じられている迷信で、とりついたとされる人を嫌ったり、恐れたりするものです。

※3 きつねもち

日本各地に存在する「犬神信仰」に類するもので、冠婚葬祭等の場面において、不合理な差別の根拠とされることのあるものです。

「子どもの権利条約」について

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」って聞いたことがありますか。国連が1989（平成元）年に採択した、世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”を定めた条約です。

日本では1994（平成6）年にこの条約を批准し、いじめなど子どもの権利侵害から子どもを救済する、あるいは予防するため、「子どもの人権専門委員会」や法律・計画をつくり、子どもたち一人ひとりの権利を保障する取組を進めています。

■「子どもの権利条約」が定めている権利（「日本ユニセフ協会」ホームページより）

この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。

そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。

病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。

障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の抜き書き（外務省翻訳）

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。

第2条1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第3条1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第12条1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

島根県環境生活部 人権同和対策課

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL0852-22-5901

●ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowa/>